

◇大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 行為許可申請書等の様式及び公園施設設置許可申請書等に添付する書類を改めることにしました。
- 2 看板及び広告塔に係る都市公園の占用の許可の期間を定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(建設局総務部管理課、建設局公園緑化部調整課)